

子 第 2 1 1 2 号 ー 2

令 和 2 年 3 月 3 0 日

各認可外保育施設設置管理者 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長

(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の創設」に係る保育所等の保護者に向けた周知について（協力依頼）（通知）

このことについて、令和2年3月27日付け事務連絡で厚生労働省各局の連名により別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、内容を御確認の上、必要に応じて保護者等に御案内いただくようお願いいたします。

【担当】千葉県健康福祉部子育て支援課

法人指導班 横山

TEL: 043-223-2321 FAX: 043-222-9939

E-mail: kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp



事務連絡
令和2年3月27日

都道府県
各 指定都市
中核市

民生主管部（局） 御中

厚生労働省雇用環境・均等局就業子育て世代支援対策室
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の創設」に係る保育所等の保護者に向けた周知について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における子どもへの対応等については、既に各地域、保育所等において様々な取組を行っていただいているものと承知しています。

この度、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」が決定されました。

厚生労働省においては、この緊急対応策に基づき、新型コロナウイルスの影響による保育所等（※）の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「委託を受けて個人で仕事をする方」（個人で事業を営む子どもの保護者）向けの新たな支援を行うこととしました。

新たな支援については、保育所等の臨時休業等に伴い、就業することを予定していた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に、就業できなかった日について1日当たり定額（4,100円）を支給するものです。この支援金については、令和2年3月18日に施行され、同日から「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書の受付を開始しています。

つきましては、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、該当する保育所等の保護者に対して当該支援について周知されるよう、管下の保育所等に対して周知い

ただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し幅広く周知いただくようお願いいたします。

なお、保育所等から子どもの保護者の皆様へ連絡等される場合には、下記 HP も併せてご案内いただくなど、可能な範囲で新たな支援の周知にご協力いただくようお願いいたします。

※ 保育所等の一覧

保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設（通所に限る）、児童自立支援施設（通所に限る）、認可外保育施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、放課後等デイサービス、児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う施設（児童発達支援センターを除く。）、延長保育事業、短期入所サービスを行う施設、日中一時支援事業を行う施設、地域活動支援センター等

(参考) 厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金
(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局

就業子育て世代支援対策室

電話：03-5253-1111（内7929）

※厚生労働省HP(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金)に最新情報を掲載します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します!**

【支援の内容】

- 令和2年2月27日から3月31日
 就業できなかった日 1 4,100円 (定額)

【申請期間】

- 令和2年3月18日から6月30日まで

【支援の対象となる方】 ※ (1) ~ (4) のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等） 子どもを現に監護する者
 子どもの世話を一時的に補助する親族

(2) ①又は②の子どもの世話をを行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合
 保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程 各種学校 特別支援学校
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した者
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

